

障害(補償)等年金差額一時金

障害(補償)等年金の受給権者が死亡したとき、既に支給された障害(補償)等年金と障害(補償)等年金前払一時金の合計額が、障害等級に応じて定められている一定額に満たない場合には、遺族に対して、障害(補償)等年金差額一時金が支給されます。

障害(補償)等年金差額一時金の支給を受けることができる遺族は、次の(1)または(2)の遺族で、支給を受けるべき順位は、(1)、(2)の順序、さらに(1)、(2)の中では記載の順となります。

- (1) 労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者(注)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

注) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。(2)において同じ

- (2) (1)に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

給付の内容

障害(補償)等年金差額一時金の額は、障害等級に応じて定められている下記的一定額から既に支給された障害(補償)等年金と障害(補償)等年金前払一時金の合計額を差し引いた額です。

また、障害特別年金についても、障害(補償)等年金と同様に、差額一時金の制度があり、障害特別年金の受給権者が死亡したとき、既に支給された障害特別年金の額が、障害等級に応じて定められている下記的一定額に満たない場合には、その差額が障害特別年金差額一時金として、遺族(障害(補償)等年金差額一時金を受けることができる遺族と同じです)に支給されます。

障害等級	障害(補償)等年金差額一時金	障害特別年金差額一時金
第1級	給付基礎日額の 1,340日分	算定基礎日額の 1,340日分
第2級	” 1,190日分	” 1,190日分
第3級	” 1,050日分	” 1,050日分
第4級	” 920日分	” 920日分
第5級	” 790日分	” 790日分
第6級	” 670日分	” 670日分
第7級	” 560日分	” 560日分

請求の手続き

障害(補償)等年金差額一時金の時効は、被災労働者の死亡した日の翌日から5年です。

障害(補償)等年金差額一時金を請求するときは、所轄の労働基準監督署長に「障害補償年金差額一時金・複数事業労働者障害一時金・障害年金差額一時金支給請求書」(様式第37号の2)を提出してください。

なお、請求書には、次の書類を添付してください。

●提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	戸籍の謄本または抄本等の請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる書類
死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合	その事実を証明する書類
死亡労働者の収入によって生計を維持していた場合	その事実を証明する書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

請求書記入例

様式第37号の2(表面)

労働者災害補償保険

障害補償年金差額一時金支給請求書
 複数事業労働者障害年金差額一時金支給請求書
 障害年金差額一時金支給請求書
 障害特別年金差額一時金支給申請書

業務災害・複数業務要因災害・通勤災害共通になっています。

① 年金証書番号		② フリガナ		ロドウ タロウ	
管轄局	種別	西暦年	番 号	死 氏 名	労働太郎 (男・女)
1	3	3	81	昭 生 年 月 日	昭和〇〇年 6月 19日 (〇〇歳)
			0068	死 亡 年 月 日	平成〇〇年 7月 20日
③ 請求人	氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡労働者との関係	請求人(申請人)の代表者を選任しないときはその理由
	労働花子	昭和〇〇年 3月 10日	千代田区霞が関1-2-2	妻	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
④ 添付する書類その他の資料名		戸籍謄本、住民票			

年金証書の番号を記入してください。

添付する書類その他の資料名を記入してください。

障害補償年金差額一時金又は複数事業労働者障害年金差額一時金の支給を請求
 上記により 障害年金差額一時金の支給を請求します。
 障害特別年金差額一時金の支給を申請

銀行等に振込を希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

令和2年 8月 6日 于 100-8916 電話(〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇

請求人 住所 千代田区霞が関1-2-2
 申請人 の _____ 方
 (代表者) 氏名 労働花子

渋谷 労働基準監督署長 殿

振込を希望する金融機関の名称	預金の種類及び口座番号
〇〇 銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店・本所 普通・当座 第123456号 支店・支所 口座名義人 労働花子